

事業番号

2022 - 法務 - 21 - 0053

令和4年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	債権管理回収業の審査監督			担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者		
事業開始年度	平成11年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	司法法制課		司法法制課長 加藤 経将		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	債権管理回収業に関する特別措置法			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	許可制度を実施することにより、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としている。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	10	10	10	10	10		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	10	10	10	10	10		
	執行額		9	5	5				
	執行率 (%)		90%	50%	50%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		90%	50%	50%				
	令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由				
庁費		6	6						
債権回収会社検査旅費		3.7	3.7						
職員旅費		0.3	0.3						
計		10	10						
活動内容 (アクティビ ティ)	債権管理回収業に係る許認可に関する審査事務を行うとともに、すべての許可会社に対して定期に実施する「定期検査」、及び債務者その他の関係者から、特定の債権回収会社について、違法又は不当な業務を行っている旨の情報の提供があったときなど、業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に、必要に応じて実施する「特別検査」を行うことで、各社に対する監督業務を行っている。								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	債権回収会社の適正な業務運営の確保	立入検査を実施した会社数	活動実績	社	29	7	24	-	-
			当初見込み	社	30	27	25	25	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	債権回収会社検査旅費の執行額/立入検査を実施した会社数	単位当たり コスト	千円	131.3	0	9.1	-		
		計算式	千円/箇所	3,807/29	0/7	219/24	-		

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)			定量的な成果目標		成果指標			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標		目標最終年度											
												4	年度	-	年度										
			債権回収会社の適正な業務運営の確保のため、当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数を、毎年度、直近3か年のその件数の平均より減少させる。 (注:令和4年度は、例年どおりの規模の立入検査を実施予定であることから、目標値をコロナ禍前の令和元年度の値に据え置いている。)		当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数(注:直近3か年の件数の平均を下回った場合の達成度を100%とする。)							成果実績		件		1		0		5		-		-	
												目標値		件		4.7		2.3		2		4.7		-	
							達成度	%	100	100	40	-	-												
根拠として用いた統計・データ名(出典)			当該年度に実施した立入検査の対象会社に交付した立入検査結果通知書等																						
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	国民の財産や身分関係の保護(Ⅲ-10)																						
		施策	債権管理回収業の審査監督(Ⅲ-10-(3))		政策評価書URL	https://www.moj.go.jp/content/001345341.pdf																			
				該当箇所	109ページ																				
	長計新経済・財政再生計画 2021	取組事項	分野:	-																					
			(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:																						
			該当箇所																						
事業所管部局による点検・改善																									
	項 目					評 価	評価に関する説明																		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					○	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としており、債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者等に対して被害を与えることがないよう、債権回収会社の業務運営状況を的確に把握することが必要である。																		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					○	債権回収会社は全国に存在し、その活動範囲も全国に及ぶところであり、また立入検査という性質上、地方自治体、民間等に委ねるより、法務省で一元的に監督することが相当と判断した。																		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。					○	債権回収会社が適正に運営されることにより、国民経済の健全な発展に寄与している。																		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					○	立入検査による出張に際しては、入札により選定した業者に法務省全体としてアウトソーシングしている。																		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。					無																			
	競争性のない随意契約となったものはないか。					無																			
	受益者との負担関係は妥当であるか。					-	-																		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。					○	立入検査による出張に際しては、効果的・効率的な検査計画の策定及び検査の遂行により、費用対効果を最大限にするとともに、アウトソーシングにより最も安価な旅程を選択している。 特に、令和3年度の立入検査は、コロナ禍における都道府県をまたぐ移動が制限されていたことなどから、東京都近郊の債権回収会社を中心に選定・実施した。 その結果、交通費や宿泊費等が圧縮され、検査旅費の執行が少なくなっている。																		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					-	-																		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					○	債権回収会社に対する立入検査に係る検査旅費及び債権回収会社の審査監督事務費用に限定されている。																		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					○	令和2年度及び3年度の不用率については、例年と比較して高くなっている。その原因は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、立入検査件数を大幅に減らざるを得なかったこと、令和3年度は、立入検査対象に東京都近郊の債権回収会社を選定せざるを得なかったことなどから、交通費や宿泊費等が圧縮されたものである。今年度については、比較的感染状況が落ち着いていることもあり、全国各地で例年どおりの規模の立入検査を実施する予定である。																			
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					-	-																			

	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。					○	原則として、旅行会社によるバック商品の利用や、ICカード等を活用するほか、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、検査旅費の単位当たりのコスト削減に努めている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。					○	新型コロナウイルス感染症対応のため、特に令和2年度の立入検査対象会社数が例年より著しく少なかったことなどにより、目標値たる直近3か年の平均件数が大きく下振れした。 令和3年度については、当初令和2年度に立入検査を行う予定であった債権回収会社も含め立入検査を実施したことから、次回特別検査予定数も2年分累積し、令和3年度の達成度だけが下振れした。 なお、今年度については、全国各地で例年どおりの規模の立入検査を実施することとしており、目標値もコロナ禍前の令和元年度のを据え置いた。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					○	立入検査計画については、効果的・効率的な検査の実施のため、前回検査結果等のほか、検査人員、予算等を考慮した上で策定している。一方で、検査の必要性等を勘案し、検査計画を変更して実施することもあり、見込みと実績に差が生ずることもあるが、概ね見込みの範囲内で実施できているため、見込みに見合ったものと判断した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）					-	-
	事業番号			事業名			
					-		
点検・改善結果	点検結果	債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することに努めている。そのため、債権回収会社における適正な業務運営を確保させるためには、法務省による立入検査は極めて有効な手段であり、必要性、効率性、有効性について問題ないといえる。 なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインを活用したヒアリングの実施や個別事案に係る報告徴求等も活用しつつ、指摘すべき事項がないか確認するなど、債権回収会社の業務の適正な運営の確保に支障が生じないように対応した。					
	改善の方向性	今後の立入検査についても、限られた人員及び予算において、最大限に検査の実効をあげるために、より効率的な検査態勢を敷くことができるよう検討し、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、引き続き適切に指導監督していくことにより、成果目標の達成度がより一層向上するよう努めていくこととしている。					
外部有識者の所見							
外部有識者による点検対象外である。							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	引き続き効率的な予算の執行に努められたい。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	-						
備考							
債権管理回収業に関する特別措置法は、債権回収会社に対する不利益処分として、業務改善命令、業務停止命令及び許可取消し処分の3類型を規定している。このうち、業務改善命令は、債権管理回収業に関する特別措置法第23条に基づき、法務大臣が債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときに業務の運営に必要な措置をとるべきこと(改善策の実施)を命ずるものであり、平成11年の事業開始以降17件発出されており、直近では、令和3年度に1件発出されている。							

関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成23年度	0009			
平成24年度	0009			
平成25年度	0062			
平成26年度	0052			
平成27年度	0050			
平成28年度	0049			
平成29年度	0049			
平成30年度	0049			
令和元年度	法務省 - 0051			
令和2年度	法務省 0054			
令和3年度	2021 法務 20 0053			

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

資金の流れ
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
5百万円

債権管理回収業の審査
監督に必要な経費

【旅費の支給】
A 職員A
ほか5名
0.2百万円

債権回収会社に対する立入検査
及び調査等のための旅費

【随意契約(少額)】
B 一般社団法人日本内部監査協会
ほか7社
0.8百万円

債権管理回収業の審査監督に必要な
役務、物品購入等

【賃金の支給】
C 職員G
4百万円

非常勤職員に対する賃金の支
払い

C.職員G			D.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
賃金(賃金交付)	非常勤職員に対する賃金の支払	4			
計		4	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
2	職員B	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
3	職員C	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
4	職員D	-	旅費	0	その他	-	-	-
5	職員E	-	旅費	0	その他	-	-	-
6	職員F	-	旅費	0	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本 内部監査協会	6010005011845	講座受講料	0.3	随意契約 (少額)	-	-	-
2	有限会社法務弘済 会	2010002014482	切手購入	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
3	新日本法規出版株 式会社	5180001036822	物品購入(図書)	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-
4	株式会社日経イベ ント・プロ	7010001195294	講座受講料	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-
5	株式会社三省堂書 店	7010001016830	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
6	株式会社きんざい	8011101005037	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
7	資金前渡官吏	-	物品購入(ICカードチャージ)	0	その他	-	-	-
8	株式会社日本金融 通信社	2010001033021	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員G	-	非常勤職員の雇用	4	その他	-	-	-